（削る）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）の一部を次のように改める。

本則のうち、道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
九　（略）	九　エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充塡されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。
十　（略）	十　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二　法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六の四　（略）

七　事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ　分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　次の(1)から(4)までに掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める者

(1)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場（(2)に掲げるものを除く。）　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者

(2)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場であつて、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるもの　検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

(3)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場（(4)に掲げるものを除く。）　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者

(4)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場であつて、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるもの　検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者

ロ　電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）、自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二　法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六の四　（略）

七　事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ　分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ　電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者